

春日井市特定子ども・子育て支援における副食費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難であるもの等の子どもが、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に係る実費徴収額の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(補助の対象者)

第3条 補助対象者は、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満である者
- (2) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども

(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。次条において同じ。)

である者の保護者

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課せられない者に準ずる者

2 前項第1号に規定する市町村民税所得割合算額の算定については、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額及び春日井市保育料の算定に伴う認定基準(平成18年3月1日施行)の規定を適用する。

(補助の対象費用及び補助限度額)

第4条 補助の対象費用は、補助対象者の施設等利用給付認定子ども(前条第1項第2号の規定の適用を受ける場合は、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもに限る。以下この項において同じ。)特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該補助対象者が支払うべき食事の提供に係る実費徴収額とし、その補助額は、当該施設等利用給付認定子ども1人につき1月4,500円を上限とする。

2 前項の補助額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請者)

第5条 規則第3条の申請は、補助対象者が行うものとする。ただし、補助対象者の施設等利用給付認定子どもに特定子ども・子育て支援を提供した者(以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。)は、補助対象者に代理して当該申請を行うことができる。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、次の号に各号に掲げる対象費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) 4月1日から6月30日までの分 7月10日
- (2) 7月1日から9月30日までの分 10月10日
- (3) 10月1日から12月31日までの分 翌年1月10日
- (4) 1月1日から3月31日までの分 4月10日

(申請の取下げのできる期日)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第5条の規定により特定子ども・子育て支援提供者が補助対象者に代理して申請を行った場合においては、同条の規定により申請を行った特定子ども・子育て支援提供者（以下「交付対象特定子ども・子育て支援提供者」という。）に規則第4条の交付決定を行った旨を通知し、その請求に基づいて補助金を交付するものとする。

(代理受領等)

第9条 市長は、第5条の規定により特定子ども・子育て支援提供者が補助対象者に代理して申請を行った場合においては、第4条第1項に規定する実費徴収額について、交付決定者に補助すべき額の限度において、当該交付決定者に代わり、交付対象特定子ども・子育て支援提供者に支払うものとする。

2 第1項に規定する支払については、市長は、あらかじめ交付決定者から同意を得た上で交付対象特定子ども・子育て支援提供者に通知し、実施するものとする。

3 前項の規定による支払があったときは、交付決定者に対し食事の提供に係る費用の補助があったものとみなす。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前2条の補助金の交付が偽りその他不正な手段によるものであるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第9条の規定による実績報告は、同条に規定する補助事業実績報告書を補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定により特定子ども・子育て支援提供者が補助対象者に代理して申請を行った場合においては、交付対象特定子ども・子育て支援提供者が、規則第9条の規定による実績報告を行うことができる。

(検査等)

第12条 市長は、交付決定者及び交付対象特定子ども・子育て支援提供者に対して補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(関係書類の整備)

第13条 交付決定者及び交付対象特定子ども・子育て支援提供者は、補助対象事業に係る関係書類を補助対象事業完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行し、令和元年10月1日以降に発生した事業対象費用について適用する。